



福岡県医発第1478号(地)

平成30年 8月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

特定医療法人に係る申請様式の改正について

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より、国税庁が特定医療法人の申請様式について平成30年度税制改正に伴う改正及び様式全般についての見直しを行ったことにつきまして、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。なお、平成30年度税制改正に伴う特定医療法人制度の承認要件の見直し等につきましては、平成30年5月9日付福岡県医発第433号(地)「社会医療法人の認定要件及び特定医療法人の承認要件等の見直し等について」にて通知しております。

改正後の特定医療法人の申請様式は、下記の国税庁ホームページにて公開されています。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

記

○国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryo/annai/01.htm>

〔手続名〕 特定医療法人としての承認を受けるための申請

＜概要＞

財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもののうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき租税特別措置法施行令第39条の25第1項で定める要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けるための手続です。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

○国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryo/annai/02.htm>

〔手続名〕 承認要件を満たす旨を説明する書類の提出

＜概要＞

国税庁長官の承認を受けた医療法人（特定医療法人）が、各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する際に、租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第２号及び第３号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出するための手続です。

年税第 39 号 地第 126 号

平成 30 年 7 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小玉 弘之

特定医療法人に係る申請様式の改正について

この度、厚生労働省医政局医療経営支援課より、国税庁が特定医療法人の申請様式について平成 30 年度税制改正に伴う改正及び様式全般についての見直しを行ったことにつきまして、周知依頼がありましたのでご案内申し上げます。なお、平成 30 年度税制改正に伴う特定医療法人制度の承認要件の見直し等につきましては、平成 30 年 4 月 13 日付都道府県医師会長宛通知文「社会医療法人の認定要件及び特定医療法人の承認要件等の見直し等について」（日医発第 62 号）でご案内しております。

改正後の特定医療法人の申請様式は、下記の国税庁ホームページにて公開されています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への本件への周知方ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

○国税庁ホームページ ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ 申告手続・用紙/ 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）/ 税務手続の案内（税目別一覧）/ 特定医療法人関係/ [手続名] 特定医療法人としての承認を受けるための申請

[手続名] 特定医療法人としての承認を受けるための申請

<概要>

財団法人たる医療法人又は社団法人たる医療法人で持分の定めがないもののうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項で定める要件を満たすものとして、国税庁長官の承認を受けるための手続です。

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryo/annai/01.htm>

○国税庁ホームページ ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ 申告手続・用紙/ 申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）/ 税務手続の案内（税目別一覧）/ 特定医療法人関係/ [手続名] 承認要件を満たす旨を説明する書類の提出

[手続名] 承認要件を満たす旨を説明する書類の提出

＜概要＞

国税庁長官の承認を受けた医療法人（特定医療法人）が、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する際に、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出するための手続です。

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryo/annai/02.htm>

以上